

リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池/UN3480の改訂点(概要)

包装基準 965				
輸送物カテゴリー		危険品		適用除外品
		セクション I A	セクション I B	セクション II
セル及び組電池	国連試験	国連マニュアルパート III 38.3 の試験に合格していること		
	種別	1) 20Wh を超えるセル 2) 100Wh を超える組電池 3) セクション I B の制限値を超えるもの	1) 20Wh 以下のセル 2) 100Wh 以下の組電池	1) 2.7Wh 以下のセル及び組電池 2) 20Wh 以下のセル 3) 100Wh 以下の組電池
梱包要件 (1 梱包毎)	個数制限	なし		上記 1),2),3)それぞれについて 1) なし 2) セル 8 個まで 3) 組電池 2 個まで 注) 上記 1),2),3)を同一梱包に混ぜてはいけない。
	電池の重量制限	旅客機: 5kg 以下 貨物機: 35kg 以下	総重量(グロス)10kgG 以下	上記 1),2),3)それぞれについて 1) 2.5kg 以下 2) なし 3) なし
	容器の規格	包装等級 II の性能を備えた国連規格容器を使用する。但し、12kg 以上の組電池で、耐衝撃性の強い外装容器に収納し、発地国当局の承認のもと、輸送が認められる。この場合、当局の承認書が添付されていないと認められない。	外装容器が 1.2m の落下試験に合格していること。 国連規格容器を使用する必要はない。	
	ラベル	クラス 9 危険性ラベル "Cargo Aircraft Only" ラベル ※	クラス 9 危険性ラベル + リチウム電池取扱ラベル	リチウム電池取扱ラベル
書類要件	危険物申告書	必要	不要	
	運送状 (AWB)	"Dangerous Goods as per attached Shipper's Declaration" 及び "Cargo Aircraft Only" ※	・ 荷送人及び荷受人の住所と氏名 ・ UN3480 ・ Lithium ion batteries PI965 I B ・ 梱包数と各梱包の総重量(グロス)	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI965"
	追加書類	なし	・ 梱包されているリチウムイオンセルまたは電池の名称 ・ 梱包を損傷すると可燃性の危険があるので取扱に十分注意すること ・ 検査や最梱包を含めた梱包を損傷した時の特別な対応手順 ・ 必要な追加情報を入手することができる連絡先の電話番号	
ハンドリング 他	危険品教育の受講	荷主を含めて必要		輸送関係者は各々の職務に応じた指導を受けていること
	ULD 単位での引渡し	できない		できる
	危険物規則の他の要件	適用する		適用しない (PI965 の要件、及び該当する特別規程は適用される)
☆ 運航者責任	受託確認 ☆	必要 (危険物チェックリストを使用する)	必要 (簡易な I B 専用のチェックリストを使用できる。)	不要
	NOTOC ☆	必要		不要

※ 旅客機輸送の要件を満たしていない場合

機器同梱リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池／UN3481 の改訂点（概要）

セクション I

Table 966- I

UN number	Net quantity per package Passenger aircraft	Net quantity per package Cargo Aircraft Only
UN3481, Lithium ion batteries packed with equipment	5kg	35kg

セクション II

1 梱包毎の電池の重量制限が追加され、AWB 記載要件が以下のとおり変更となります。

Table 966- II

	Passenger aircraft	Cargo Aircraft Only
Net quantity of Lithium ion cells or batteries per package	5kg	5kg

AWB "Nature and Quantity of Goods" 欄への記載事項：

"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966"

機器組込リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池／UN3481 の改訂点（概要）

セクション I

Table 967- I

UN number	Net quantity per package Passenger aircraft	Net quantity per package Cargo Aircraft Only
UN3481, Lithium ion batteries contained in equipment	5kg	35kg

セクション II

1 梱包毎の電池の重量制限が追加され、AWB 記載要件が以下のとおり変更となります。

Table 967- II

	Passenger aircraft	Cargo Aircraft Only
Net quantity of Lithium ion cells or batteries per package	5kg	5kg

AWB "Nature and Quantity of Goods" 欄への記載事項：

"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967"

◇ その他

PI965、PI966、PI967 全ての一般要件に、セル及び組電池が品質管理プログラムの元で、製造されていなければならないこと、並びに、国連試験マニュアル第 5 版の基準で 2014 年 1 月 1 日以前に製造された製品も引き続き輸送できることが明記されます。